

令和6年度

久留米市雇用対策協定に基づく取組

久留米市
福岡労働局

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	令和 6 年度の主な雇用施策	
1	若年者の就職促進及び自立支援対策の推進	
(1)	新規学校卒業者等の就職支援の取組	2
(2)	就職氷河期世代を含むフリーター等の正規雇用化等の取組	3
2	子育て女性やひとり親家庭等に対する就職支援の推進	3
3	「久留米市ジョブプラザ」における取組の推進	4
4	障害者に対する就労支援の推進	5
5	生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の推進	6
6	地域における外国人の就労支援等の推進	7
7	雇用創出と人材確保の推進	8

第1 趣旨

久留米市（以下「市」という。）と福岡労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用失業情勢の改善に連携して強力に取り組むため、平成24年3月30日「久留米市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び久留米公共職業安定所（以下「ハローワーク久留米」という。）は、市の講ずる地域経済活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワーク久留米における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、「久留米市雇用対策協定に基づく取組」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深める取組を推進しつつ、市の雇用情勢の改善に強力に取り組むこととする。

なお、労働局は、ここに定める取組以外についても、市が進める雇用創出の取組、就職困難者への自立支援、地元企業雇用調整時の離職者の再就職支援、企業誘致に際しての人材確保、その他各施策への連携・協力等について市から要請があったときは、その要請に誠実かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

第2 令和6年度の主な雇用施策

1 若年者の就職促進及び自立支援対策の推進

(1) 新規学校卒業者等の就職支援の取組

市と労働局は、「福岡新卒者等人材確保推進本部」に参画し、新卒者、既卒者に対する就職支援を連携して実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ ハローワーク久留米は、市と高校・大学等新卒者の就職希望状況等の情報を共有し、相互に連携して新卒者の就職を支援する。
- ・ 高校新卒者については、ハローワーク久留米（久留米新卒応援コーナー）は、市と内定状況を共有するなど緊密な連携を図りながら、求人者説明会、就職面談会等及び担当者制による個別支援等を効果的に組み合わせ、早期の内定を目指す。
- ・ 大学等新卒者については、労働局は、市と大学等合同会社面談会を共同開催する。
- ・ ハローワーク久留米（久留米新卒応援コーナー）は、市が実施する「合同会社説明会」の周知等について協力し、相談ブースを出展し連携する。
- ・ 新卒者の求人を確保するため、市と労働局及びハローワーク久留米は共同して、経済団体や主要企業に対する求人要請を行う。
- ・ 既卒者については、ハローワーク久留米（久留米新卒応援コーナー）において、市が実施する事業等の周知をはじめ、久留米市ジョブプラザの就労サポーター及び福岡県若者就職支援センター筑後ランチと既卒者の誘導等について相互に連携し、就職を支援する。

《久留米市が実施する業務》

- ・ 大学等の新卒者をはじめとする若年者を対象に、地元求人を中心とした合同会社説明会を開催する。
- ・ ハローワーク久留米と連携した就職面談会を開催する。
- ・ 福岡県若者就職支援センター筑後ランチと連携し、久留米市ジョブプラザを活用して若年者の就職を支援する。
- ・ ハローワーク久留米が設置する久留米新卒応援コーナーの周知を行う。
- ・ インターンシップの普及促進を行い、学生の主体的な職業選択や就職後の定着率の向上につなげる。

◆目標◆

ハローワーク久留米管内の高卒就職内定率

99.6%（令和5年度実績以上）

(2) 就職氷河期世代を含むフリーター等の正規雇用化等の取組

市と労働局は、「筑後若者サポートステーション」及びハローワーク久留米に設置した「ミドル世代サポートコーナー」と連携して、フリーター、長期ひきこもり等の若者及び就職氷河期世代の就職・職業的自立を支援する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ ハローワーク久留米（「わかもの支援窓口」）においては、市が行う事業等を周知・活用し、フリーター等の正社員就職を支援する。
- ・ ハローワーク久留米は、久留米市ジョブプラザの就労サポーター及び福岡県若者就職支援センター筑後ランチと求職者の誘導等について連携し、フリーター等の就職を支援する。
- ・ 労働局及びハローワーク久留米は、筑後若者サポートステーションの支援対象者に対して市が実施する就職氷河期世代支援事業について周知・誘導する。
- ・ ハローワーク久留米は、支援対象者が職業相談・職業紹介に誘導された際は、担当者制による個別支援を実施する。
- ・ ハローワーク久留米に就職氷河期世代専門窓口（ミドル世代サポートコーナー）を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を整備する。

《久留米市が実施する業務》

- ・ （再掲）福岡県若者就職支援センター筑後ランチと連携し、久留米市ジョブプラザを活用して若年者の就職を支援する。
- ・ 筑後若者サポートステーションと協力し、長期ひきこもり等の若者やその家族に対する職業自立支援を推進する。
- ・ 就職氷河期世代を含む若年層を対象に、久留米地域職業訓練センターが実施する能力向上講座の受講料を負担する。就職氷河期世代の無業者に対しては、筑後若者サポートステーションが実施する職場体験に際し交通費を含む日当の支給を行う。

◆目標◆

ハローワーク久留米管内のフリーター等若者の常用雇用者数
511人以上（令和5年度実績以上）

2 子育て女性やひとり親家庭等に対する就職支援の推進

市と労働局は、久留米地区子育て女性等の就職支援協議会に参画し、連携して子育て女性等の就職支援を実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ ハローワーク久留米は、ひとり親サポートセンター及び久留米市男女平等推進センターと相互に連携し、求職者等に対して各機関の支援メニュー等の周知・誘導を行い、利用促進を図る。
- ・ ハローワーク久留米（マザーズコーナー）は、各機関から求職者の誘導を受けて、担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。
- ・ 市及び関係機関から保育所や子育て支援サービスに関する情報提供を受け、ハローワーク久留米（マザーズコーナー）において、子育て女性等の求職者に情報提供する。
- ・ 市が行う子育て女性等を対象にした「地域の保育施設の概要や入所の仕組」等の説明会と連携して、ハローワーク久留米（マザーズコーナー）において、就職支援メニュー等の周知を図るセミナーを開催する。

《久留米市が実施する業務》

- ・ 結婚や出産等で離職した女性を主な対象として、再就職を支援するための巡回相談を実施する。
- ・ 就業相談や職業能力開発のためのセミナー、講座等を開催し、ハローワーク久留米と連携して受講者の就労支援を実施する。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金の交付対象期間後も継続して母子家庭の母、父子家庭の父（児童扶養手当受給者）を雇用する事業主に、久留米市雇用奨励金を交付し、その雇用安定を図る。
- ・ 児童扶養手当受給者を対象に母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワーク久留米と連携して就労支援を行う。

◆目標◆

子育て女性やひとり親家庭等に対する就職支援件数
710人以上（令和5年度実績：705人）

久留米マザーズコーナーにおける担当者制による

就職支援数 230人以上（令和5年度実績：221人）

就職率 95.9%以上（令和5年度実績：95.5%）

3 「久留米市ジョブプラザ」における取組の推進

市と労働局は、久留米市ジョブプラザで相互に連携を図りながら求職者に対しての支援を行う。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ ハローワーク久留米においては、市が久留米市ジョブプラザで行う就労・生活相談、就労支援セミナー等について、周知・誘導を行う。
- ・ 久留米市ジョブプラザでは、市が行う就労・生活相談窓口と国が行う職業相談・職業紹介業務窓口が求職者の誘導等について緊密に連携し、求職者の生活等に関する相談から就職までを一体的に支援する。
- ・ 市と労働局及びハローワーク久留米は、久留米市ジョブプラザの利用促進を図るため、それぞれの広報媒体・手段を活用して、相互に連携し広報活動に取り組む。
- ・ 中高年齢者の就職支援については、福岡県中高年就職支援センターと連携して行う出前相談を利用した求職者に対して、職業相談・職業紹介を行う。
- ・ ひとり親家庭等の就職支援については、ひとり親サポートセンターの相談窓口を利用した求職者に対して、職業相談・職業紹介を行う。

《久留米市が実施する業務》

- ・ 就労サポーターによる就労・生活相談、キャリアカウンセリング等を行うとともに、ハローワーク久留米から提供される求職活動状況に関する情報等を活用して、求職者の就職を支援する。
- ・ 面接対策や成功事例の紹介などを行う就労支援セミナーを実施し、求職者の就職活動を支援する。
- ・ 市内の大型商業施設でハローワーク久留米と連携した相談会を実施する。
- ・ 福岡県と連携し、ひとり親家庭等、若年者、中高年の各層に対応した相談体制を構築し、ジョブプラザの機能強化を図るとともに、福岡県生涯現役チャレンジセンター久留米オフィス等と連携して高齢者の就労を支援する。

◆目標◆

久留米市ジョブプラザ

利用者数 7, 500人以上（令和5年度実績）：8, 052人）

利用者満足度（有期実施） 満足・まあ満足と回答した人 80%以上

就職者数 260人以上（令和5年度実績：283人）

久留米市からハローワークに誘導された求職者数200人以上

就職率 24.9%以上（令和5年度福岡労働局の就職率以上）

4 障害者に対する就労支援の推進

市とハローワーク久留米は、チーム支援等を通じて連携し、障害者の就職、就労及び生活支援の充実を図る。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 労働局及びハローワーク久留米は、障害者雇用促進面談会等を市と共催で実施する（実施内容は効果的な方法を検討する。）。
- ・ 労働局は、チーム支援をサポートする担当者が中心となり、ハローワーク久留米と市内各機関との連携を援助する。
- ・ ハローワーク久留米は、各機関と連携してチーム支援を推進する中で、障害者就業・生活支援センター「ぽるて」の支援員とも連携し、職業紹介、職業相談、実習支援、職場定着支援及び必要な事業所支援を行う。

《久留米市が実施する業務》

- ・ 障害者雇用促進面談会を労働局及びハローワーク久留米と共催で実施する。
- ・ 障害者雇用促進面談会の効果を高めるため、福岡県と連携し、模擬面接や事業所講話等を行う障害者就職準備セミナーを開催する。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金の交付対象期間後も継続して障害者を雇用する事業主に、久留米市雇用奨励金を交付し、その雇用安定を図る。
- ・ 障害者就業・生活支援センター「ぽるて」に定着支援等の業務を委託し、受入先事業所情報の提供など、障害者支援を行う。
- ・ 企業向け障害者雇用セミナーを開催する。

◆目標◆

ハローワーク久留米本所の障害者就職件数（A型施設分を除く）
289人以上（令和5年度実績以上）

5 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の推進

市と労働局及びハローワーク久留米は、生活保護受給者等の生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、一体となった就労支援を行うとともに、平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」による事業の運営のための連携を図っていく。特に、ハローワーク久留米相談窓口（自立促進事業常設窓口）の位置的有利性を十分に活用し、早期支援を徹底するなど、一体的な就労支援を行う。

取組の詳細は、久留米市長と久留米所長の間で締結している「久留米市生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」（以下「生保事業協定」という。）による。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ ハローワーク久留米は、生活保護受給者等就労自立促進事業に基づき、市（福祉事務所等）から就労支援の要請があった者に対して、市（福祉事務所等）の職員や関係機関と連携を図りつつ、就労支援を行う。
- ・ 新たに生活保護を開始する者への早期支援を重点的に実施することとし、生活保護の相談・申請段階の者も支援対象者として就労支援を行う。
- ・ ハローワーク久留米における生活保護受給者等の求職活動状況に関する情報を、本人の同意を得た上で、福祉事務所に提供する。
- ・ ハローワーク久留米は、市が実施する「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業と連携し、当該事業の周知に努める。
- ・ 市役所内にパンフレットラックを設置し、生活困窮者に対し公的職業訓練情報を提供する。

《久留米市が実施する業務》

- ・ 生活保護の相談・申請段階にある者を含む生活保護受給者等や生活困窮者等であって、支援対象者となり得るとと思われる者を支援候補者として選定し、ハローワーク久留米に誘導する。
- ・ 労働局及びハローワークが実施する各種支援及び公的職業訓練等への受講対象候補者の誘導・選定に係る協力を行う。
- ・ ハローワーク久留米から提供される求職活動状況に関する情報等を活用して、生活保護受給者等及び生活困窮者等の支援を行う。

◆目標◆

生活保護受給者等就労自立促進事業協定に基づく「令和6年度生活保護受給者等就労自立促進事業実施計画書」で定める。

6 地域における外国人の就労支援等の推進

市と労働局は、情報共有を図り、相互に連携を図りながら、特定技能外国人をはじめとする外国人労働者の適切な雇用管理・環境整備、就労等に関する支援を行う。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 事業主向けセミナーの開催による集团的企業支援を行う。
- ・ 外国人雇用管理アドバイザー等による個別企業への支援を行う。
- ・ 外国人労働者の就労相談、企業とのマッチングを行う。その際、久留米

市の生活関連情報や相談会の情報を提供し、必要に応じて久留米市の窓口へ誘導する。

《久留米市が実施する業務》

- ・ 外国人労働者に必要な生活関連情報や相談会等の情報を提供する。
- ・ 就労相談を受けた際は、必要に応じて、ハローワーク久留米等へ誘導する。
- ・ 労働局が開催する事業主セミナーへの参加勧奨、周知等を行う。

7 雇用創出と人材確保の推進

市が行う雇用創出、企業誘致の取組による人材ニーズについては、ハローワーク久留米において、求職者とのマッチングや雇用関係助成金の周知を行う等、人材確保支援を行う。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 市の要請に基づき、地域の労働市場の状況、求職者の動向、地場賃金情報等の情報を提供する。
- ・ 企業誘致等による求人情報の提供を受け、ハローワーク久留米に求人が未提出の場合は求人開拓を実施の上、求職者とのマッチングを行う。
- ・ 対象企業に対しては、雇用関係助成金について周知を行う等により、人材確保を支援する。

《久留米市が実施する業務》

- ・ 市内進出が決まった企業の求人情報等をハローワーク久留米に提供する。